



# 〇 取組について

---

## 1. 取組の背景

- ・ 町内に 27 の自治会があり、新興住民が比較的少ないこともあって、県内でも最も自治会活動が根付いている地域の一つとなっている。
- ・ 道路の側溝清掃、草刈等の作業については、自治会による自主的な活動として従来から行われてきた。
- ・ 公園の維持管理についても、こうした自治会活動の一環として各地域で実施されてきたが、草刈機の刃の交換など実費のかかる部分もあるため、町内の美化運動を兼ねて、地元自治会に委託するようになった。
- ・ 拡幅等の整備により交通量が多くなった道路の側溝清掃については町で実施するように切り替えるなど、町による補完を適宜行っているが、もともと習慣的に行われている自治会活動をできるだけ維持していくことが重要と認識している。

## 2. 取組の具体的内容

- ・ 町内に児童公園等の公園施設が 23 施設あり、その内、トイレのない施設や規模が大きく自治会では手が行き届かない施設を除く 18 施設について、維持管理業務を自治会に委託。
- ・ 一つの自治会に複数の施設の維持管理業務を委託する場合もある（最も多いケースで、3 施設の維持管理業務の委託を受けている自治会がある）。
- ・ 委託業務は、年 2 回（春・秋）の草刈り（環境美化運動）、トイレの清掃及びトイレットペーパーの補充が中心。その他、公園施設などで補修が必要な箇所があれば町に連絡をすることも行われている（補修工事は町が施工）。

## 3. 取組にかかる事業費

- ・ 委託費は、公園 1 箇所につき 2 ～ 8 万円（公園 1 箇所につき 1 万円を基本として、面積 500 m<sup>2</sup>ごとに 1 万円を加算。また、トイレットペーパーの補充は 5,000 円を加算し、積算）
- ・ 事業費全体としては、50 万円/年を予算計上。

## 4. 取組の体制

- ・ 行政側の体制としては、まち整備課内に、兼任の担当が 1 名。
- ・ 自治会との公式の会議としては、年に 4 回自治会長会議を開催。全自治会長が集まるとともに、町からは特別職及び部長以上が出席。

- ・ただし、町は、広報・お知らせの配布、ごみ収集、道路工事、各種イベントなどの事業を自治会と連携して実施しており、町と自治会とは日常的に接点を有している。
- ・今後については、公園施設を子育てや防災の拠点として位置付けていくため、子育て支援団体、自主防災組織、NPO 法人等との管理協定等を検討する必要がある。

## 5. 取組の成果

- ・公園施設の利用者は地元住民が中心であるため、自治会活動として維持管理を行うことについて、何ら抵抗なく地域に受け入れられている（観光客が多い場合には、地域外の利用者が汚したものを自治会で清掃することについて抵抗感が生じることがあるが、基本的には地元の住民が利用しているため、自治会で清掃するものと認識されている）。
- ・財政事情が厳しく、公園施設の維持管理に予算が割けない状況にある中、行政コストの削減に役立っている（低コストでの公園の維持管理を実現している）。
- ・本町は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域に指定されているが、公園を災害時の避難場所として活用するとともに、自治会が自主防災組織そのものとして機能する方向に向けた体制整備が進んでいる。

## 6. 今後の課題

- ・自治会の世代交代が進みつつあり、その中で今後とも活動が引き継がれていくかどうかは課題である。宅地化が進み、新興住民が増えると、自治会活動の維持が難しくなることが想定され、地域の格差につながるおそれもある。
- ・町の職員が交替で小学校に出向いて出前講座を実施し、子どもの頃から自治会活動の重要性について啓発する機会を設けている（小学校からの要望に応じて、年に1回程度実施）。
- ・防犯対策・暴走族対策、ホームレス対策、遊具による事故防止、ごみ対策など、今後都市的な問題が発生・増加することが想定され、常日頃から職員の危機管理意識を高めるなど、その対策を講ずる必要がある。